

テナントの入居や建物の増改築により知らない間に消防法違反!?

# 違反対象物の 公表制度

制度開始日

平成32年

4月1日

テナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に**消防法違反**となっていることがあります。

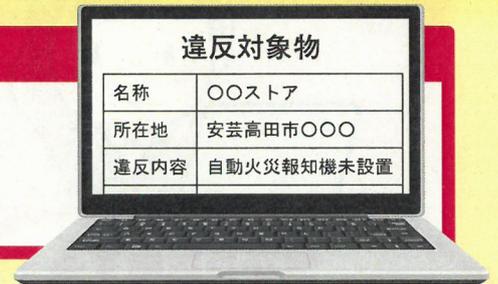
これらをお考えの方は、まず消防本部に相談し、**必要な届け出**をしてください。

## ! 違反対象物の公表制度とは

建物を安心して利用していただくために、

**重大な消防法令違反**のある建物を

**安芸高田市のホームページ**により**公表**する制度です。



違反対象物	
名称	〇〇ストア
所在地	安芸高田市〇〇〇
違反内容	自動火災報知機未設置

## ! 公表の対象となる建物は

飲食店・物品販売店・病院など、不特定多数の方が利用する建物や社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物が対象です。

## ! 公表の対象となる違反は

建物に義務付けされた、**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**が設置されていない重大な消防法令違反です。

又は設置されていても、その主たる機能が喪失していると認められた場合です。



## ! 公表する内容は

①**建物の名称** ②**建物の所在地** ③**違反の内容** 等です。

## ! 公表の方法は

安芸高田市のホームページへ掲載します。

(総務省消防庁のホームページからは全国版が掲載されています)

安芸高田市

検索

お問い合わせ先 **安芸高田市消防本部 予防課 0826-42-3951**

